

指宿市地域おこし協力隊員募集事務及び地域協力活動サポート業務委託 公募型プロポーザル実施要領及び企画提案書作成要項

この実施要領及び作成要綱は、指宿市地域おこし協力隊員募集事務及び地域協力活動サポート業務委託の委託事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）による選定のために必要な事項を定めること及び企画提案書を作成するための必要な事項を定めることを目的とする。

1 業務の名称

指宿市地域おこし協力隊員募集事務及び地域協力活動サポート業務委託

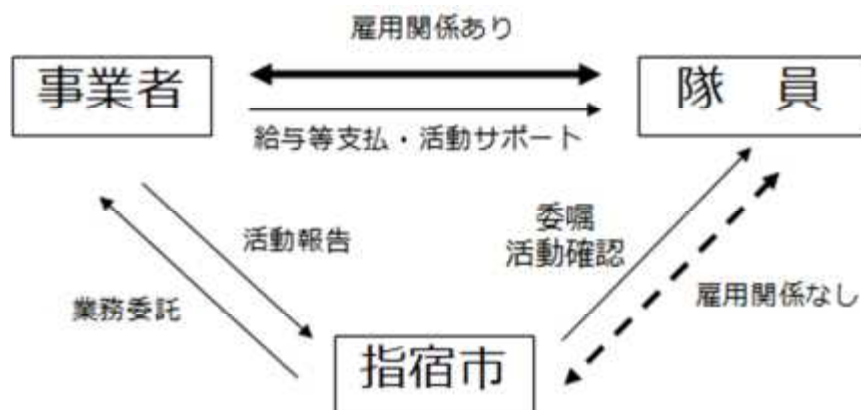
2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

人口減少、高齢化等が進行する本市において、地域外の人材を本市に招致してその定着を図るとともに、若者等の定住、地域の活性化等を促進するため、市では平成29年からこれまで12名の地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を委嘱してきた。

従来、市では、あらかじめ具体的なプロジェクトを掲げ、目的や活動内容を示した上で隊員を募集してきたが、複雑・多様化する地域課題の取組みの推進や、任期終了後の定着をさらに高めるため、移住の推進に関する業務に加え、民間の発想・着想に基づく地域の活性化や地域貢献に資する取組みを募集し、隊員と共に活動を行う事業者に対して業務を委託するもの。

(2) 業務の体系



(3) 業務内容

別紙「指宿市地域おこし協力隊募集事務及び地域協力活動サポート業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。

(4) 提案上限額

3,937千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

このうち隊員の給与等の報酬費（期末勤勉手当、通勤手当 等）の上限額は1,600千円とし、隊員の活動経費（社会保険料、家賃、活動旅費、車両借上、消耗品 等）の上限額は1,000千円

とする。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

(5) 契約期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日までとする。(ただし、要綱に基づき隊員の委嘱期間を延長する場合は、年度ごとに委託契約を更新することができるものとする。)

(6) 主たる業務場所

指宿市内

(7) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

指宿市契約規則（平成18年指宿市規則第44号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

(2) 委託料の支払い

受託者の請求に基づき、年2回の前金払いとする。

4 資格要件

このプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指宿市内に事務所又は営業所を有していること。
- (3) 指宿市との委託契約など活動実績を有していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 納期の到来している市税等を完納している者であること。

5 実施日程

内容	時期
募集期間	令和7年5月1日（木）から同年5月28日（水）まで
質問受付期限	令和7年5月13日（火）17時15分まで
質問回答	令和7年5月16日（金）までに回答
企画提案書等の提出期限	令和7年5月28日（水）16時00分まで
ヒアリング審査	令和7年6月2日（月）午後
選定結果の通知・公表	令和7年6月上旬
契約締結	令和7年6月中旬

6 質疑応答

- (1) このプロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第1号）により、電子メールで送付すること。

ア 受付期間

公開日から令和7年5月13日（火）17時15分まで

イ 受付電子メールアドレス

kikaku@city.ibusuki.jp

- (2) (1)に対する回答は、令和7年5月16日（金）までに、指宿市ホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限

令和7年5月28日（水）16時00分まで

- (2) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分まで。

※郵送の場合は提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送中のトラブル等は考慮しない。

- (3) 提出書類

次の①から⑦までの書類を「(4) 提出部数及び提出仕様」に基づき提出すること。

① 誓約書（様式第3号）

② 会社概要書（様式第4号）

③ 企画提案書（任意様式）

ア 提案書のサイズはA4版たて又は横書きとする

イ 仕様書に基づき、以下の内容を必ず記載すること（文書補完のため、写真・イラスト等を用いても構わない。）

a 隊員の募集事務に係る企画の内容

b おためし地域おこし協力隊（移住体験プログラム）の実施に係る企画の内容

c 隊員の活動内容に即して、隊員の活用、活動サポート及び育成方法に係る企画の内

容（３年間の隊員雇用を想定して記載すること。）

d 本業務全体を通じた地域振興や地域貢献についての考え方

e 組織体制表（遂行責任者の人選等，委託業務を安定的に確実に実施できる体制が整っていることを示すもの。）

f これまでの活動実績（指宿市における直近の主な活動について，活動内容ごとに，期間・概要を箇条書きで記載すること。特に，公共団体からの受託実績及び地域振興や地域貢献に関する活動があれば必ず記載すること。）

④ 見積書（様式第５号）

⑤ 上記②に係る積算内訳書（任意様式）

※参考資料の「積算内訳書」の項目・仕様等を参考に積算し，作成すること

⑥ 直近の財務諸表（貸借対照表・損益計算書・キャッシュ・フロー計算書）（任意様式）

⑦ 指宿市の市税等について滞納がないことの証明書（募集開始日以降に発行されたもの）

⑧ 履歴全部事項証明書（法人）又は開業届（個人事業主）

(4) 提出部数及び提出仕様

５部（正本１部，副本４部）

・ 正本の表紙は「様式第２号-１」を使用し，副本の表紙は「様式第２号-２」を使用すること。なお，副本の押印は不要とする。

・ 正本・副本いずれも，ステープルや製本テープ，ホッチキス等は用いず，クリップ留めにて提出すること。

・ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出先

〒891-0497

指宿市十町 2424 番地

指宿市総務部企画政策課地域創造係

電話 0993-22-2111（内線 2127）

(6) 無効となる提案

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

① プロポーザルに参加する資格が認められない場合

② 本要領に違反している又は適合しない場合

③ 虚偽の内容が記載されている場合

④ その他，審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

8 審査に関する項目

(1) 審査基準

審査は次に示す視点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

地域の活性化・地域貢献 (40 点)	本事業の趣旨と整合性はあるか。
	地域課題の解決等に向けた取組みであるか。
	隊員と地域住民との交流促進が示されているか。
業務遂行能力 (55 点)	隊員の募集やおためし地域おこし協力隊の実施、隊員の選考に係る体制は十分であるか。
	隊員への支援体制は十分であるか。
	地域において十分な実績を有しているか。
事業の実現性・継続性 (25 点)	次年度以降も事業の継続実施が見込まれるか。
	企画内容は実現可能性が高いものになっているか。

(2) 審査方法

① 市が設置する審査委員会において提出書類をもとに審査する

② 企画提案書等に関するヒアリング審査を実施する

ヒアリング審査では、事業者ごとに提出した企画提案書をもとに行うものとし、追加提案の資料や追加提案の配布は認めない。ただし、パソコン及びプロジェクターによるパワーポイント等でのプレゼンテーションは可能とする。

ア 日 時 令和7年6月2日(月)

イ 場 所 指宿市役所指宿庁舎内予定 指宿市十町 2424 番地

ウ 説明者 3名以内（パソコン等の操作者を含むすべての人数）

エ 説明時間 事業者によるプレゼンテーション 20 分

審査委員会の委員による質疑応答 10 分

※開催時間等の詳細については、別途通知する。

(3) 審査結果の通知

① 審査結果は、個別に文書にて通知する

② 審査の内容及び結果に関する個別の問い合わせには応じないものとする

9 業務の委託

(1) 審査委員会で優先交渉権者と契約の交渉を行うものとする。ただし、優先交渉権者が辞退その他の理由により契約できない場合は、次点の者と契約の交渉をするものとする。本業務の業務委託料については、本市の算定した提案上限額以内とし、随意契約により業務委託契約を締結する。

(2) 参加事業者が1者であった場合でも、ヒアリング審査を行い、審査基準を満たす評点を得られれば、当該事業者を選定する。

(3) 参加事業者が多数の場合は、この限りでない。

(4) 審査会は非公開とする。

10 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (3) 採用された企画提案書等は、指宿市情報公開条例に基づき、不開示情報（個人情報，法人の正当な利益を害する情報等）を除いて，情報公開の対象とする。
- (4) 提出された全ての企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は，本事業等の目的用途以外に，応募者に同意なく使用しない。
- (6) 期限後の提出，差し替え等は原則として認めない。
- (7) 企画提案書等を提出後に辞退する場合は，速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

11 問い合わせ先

〒891-0497

指宿市十町 2424 番地

指宿市総務部企画政策課地域創造係

電話 0993-22-2111（内線 2127）

電子メール kikaku@city.ibusuki.jp